〃	〃	落下傘付信号	〃
〃	〃	火せん（小型船舶用火せんを含む。）	〃
〃	〃	信号紅炎（小型船舶用信号紅炎を含む。）	〃
〃	〃	発煙浮信号	〃

○国土交通省告示第三百二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十九日

国土交通大臣　前田　武志

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1143	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	若井産業株式会社	大阪府東大阪市森河内西1丁目6番30号	平成24年3月6日
1144	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「西富久地区第一種市街地再開発事業」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	西富久地区市街地再開発組合	東京都新宿区新宿5－1－1	平成24年3月6日

○防衛省告示第六十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年三月十九日

防衛大臣　田中　直紀

一　日時　平成二十四年三月二十六日（予備、同月二十七日及び同月二十八日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

二　区域　豊後水道南方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｶ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｲ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｳ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｴ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ｵ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(ｶ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

三　実施艦等　自衛艦三隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年三月十九日

防衛大臣　田中　直紀

一　日時　平成二十四年四月二日（予備、同月三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

二　区域　豊後水道南方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｶ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｲ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｳ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｴ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｵ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(ｶ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

三　実施艦等　自衛艦三隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年三月十九日

防衛大臣　田中　直紀

一　日時　平成二十四年四月五日及び同月八日（予備、同月六日及び七日）の毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

二　区域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｴ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一三四度〇八分一二秒

(ｲ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一三四度〇一分四八秒

(ｳ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一三四度〇二分四八秒

(ｴ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一三四度〇七分四八秒

三　実施艦等　自衛艦六隻、航空機四機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年三月十九日

防衛大臣　田中　直紀

一　日時　平成二十四年四月四日及び同月五日（予備、同月六日から同月九日まで）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

二　区域　沖縄島東方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｴ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(ｲ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ｳ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(ｴ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

三　実施艦等　自衛艦十二隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年三月十九日

防衛大臣　田中　直紀

一　日時　平成二十四年四月四日及び同月五日（予備、同月六日から同月九日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

二　区域　沖縄島南東方の次の(ｱ)から(ｷ)までの七地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｷ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(ｲ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ｳ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(ｴ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒